

2022（令和4）年度 一橋大学省エネ計画

国立大学法人一橋大学における省エネルギーの推進に関する規則第9条に基づき下記のとおり定める。

記

1. エネルギー使用量の削減その他の省エネルギーに関する数値目標

国の地球温暖化対策計画をふまえ、過去5年度間の対前年度比を相乗平均した平均原単位変化を基に3.5%以上を削減目標とする。

2. 節電その他の省エネルギーのために実施する具体的な取組

【教職員】

- ① スタンド照明が使用できる部屋は、電灯の間引きなどを行う。
- ② 日中は、業務に支障のない範囲、窓際や人がいない部分、空室時や休息時は消灯する。
- ③ 使用していないあるいは使用頻度の少ない電気機器及び部屋等は、コンセントを抜く又はブレーカーをオフにする。また、省電力機能を有する電気機器は省エネモード、冷蔵庫は季節により設定温度を見直す。
- ④ 空調設備の設定温度は、夏季28℃、冬季20℃を目安とする。また、各部屋の窓をスリット状に開ける、空調設備から離れた窓を開ける、空調設備は適切な温度を設定する等により快適さと省エネを両立した換気の工夫を行う。
- ⑤ 使用していない部屋の空調設備は停止する。
- ⑥ エレベーターは、「3UP、3DOWN」を心がけて使用を控える。
- ⑦ 定時退勤や計画的な休暇取得を促進する。日常の定時終業後や一斉休業期間は、施設利用を控える。
- ⑧ クールビズ（5月～10月）、ウォームビズ（11月～3月）を励行する。
- ⑨ 大学構内で電力を使用する外部団体等に対しても本学の取組への協力を要請する。

【管理者】

- ① 廊下やホール等は、業務上支障が無い限り電灯の間引きを行い、調光により照度を下げる。また、共通部分の蛍光灯を清掃し照度確保に努める。
- ② 春季（4月1日～6月30日）、秋季（10月1日～11月30日）は、原則として冷暖房設備の使用を停止する。
- ③ エアコンのフィルターを清掃し空調設備の効率運転に努める。
- ④ トイレの暖房便座、温水洗浄便座は、夏季は停止、冬季は省エネモードにする。
- ⑤ 教職員に対し、WEB（一橋大学ホームページ、HWP等）に光熱利用状況・週間電気予報を掲載し、継続的に省エネを啓発する。
- ⑥ 夏季、冬季、春季休業期間中、本館、第1講義棟、東1号館、東2号館のエレベーターを停止する。
- ⑦ 夏季及び冬季に省エネパトロールを実施する。

3. 省エネルギーのための設備更新及び工事の計画

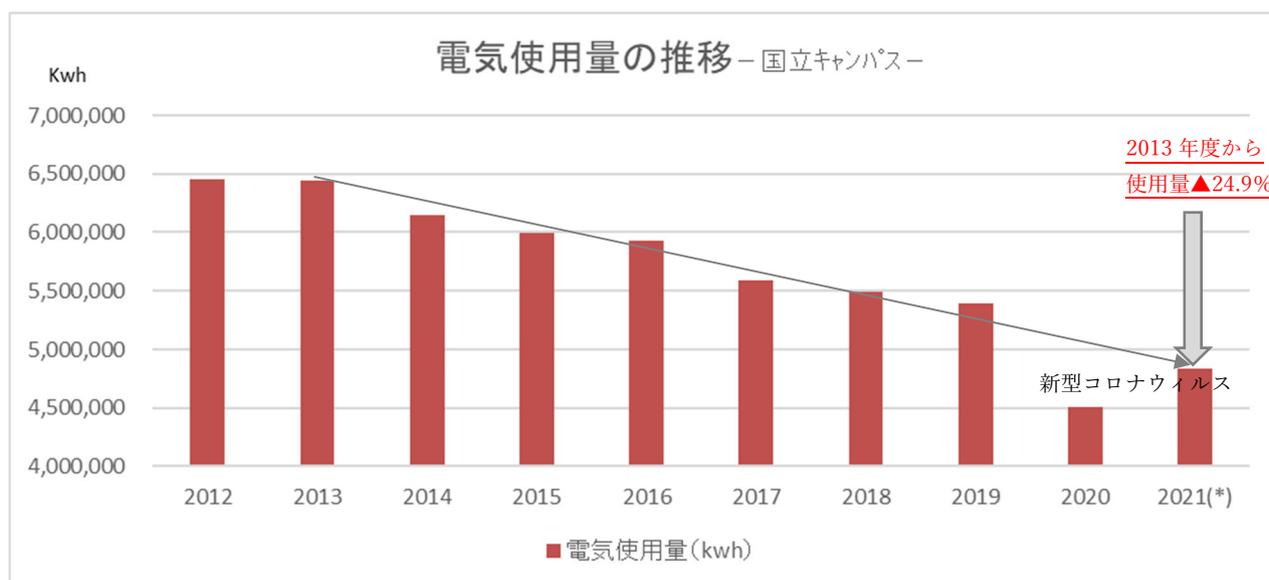
- ① 別館改修工事に伴い省エネルギーに配慮した LED 照明、空調設備更新等
- ② 本館 1 階の空調換気設備更新
- ③ 東 1 号館講義室、廊下等の LED 照明更新
- ④ その他確保可能な予算の見通しに基づく省エネルギーに対応した設備更新等

4. その他省エネルギーの推進に関すること

- ① 引き続き、本学 web サイトに週間電気予報、学内ポータルサイト(HWP)に光熱利用状況を掲載することによりエネルギー使用量等を可視化するとともに、電気使用量等から取組結果を分析し、適宜学内に対して啓発活動を行う。
- ② 本計画については、必要に応じて施設マネジメント委員会において計画及び取組の見直し等を行い、学内会議に報告すると共に教職員及び学生に対して情報発信することにより省エネルギーに関する意識の高揚を図る。

省エネ活動及びエネルギー削減の状況について

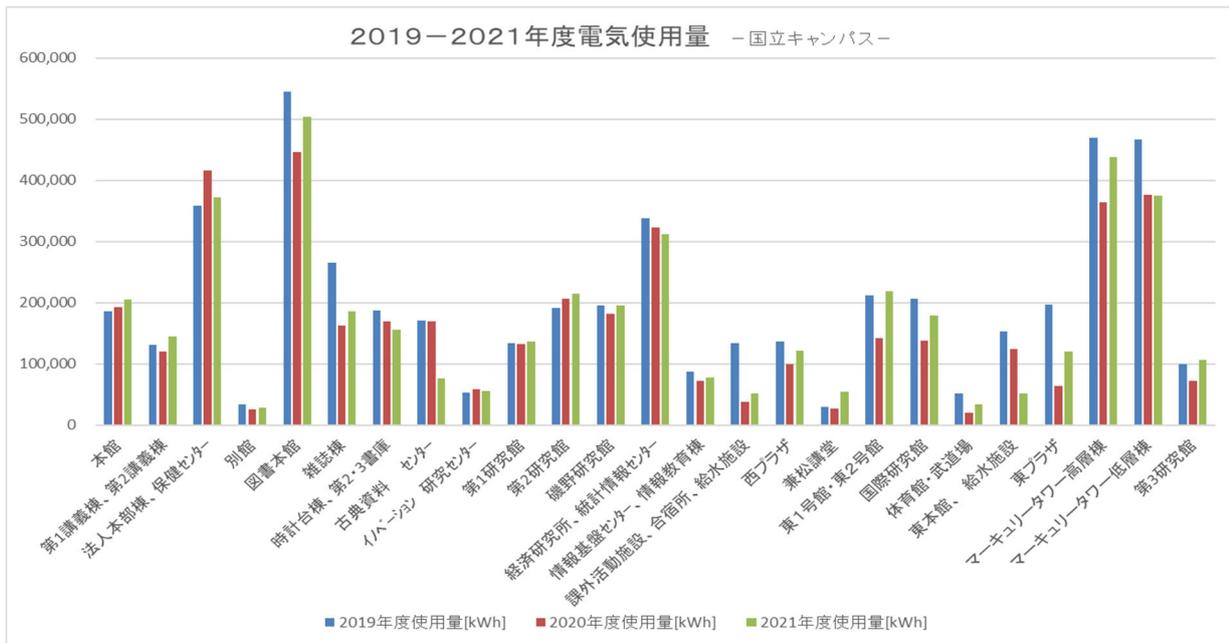
大学は、これまで省エネ法に基づき、特定事業者としてエネルギーの削減に継続的に取り組んでいる。ここ数年は、夏場に猛暑や気温の高い日が多く空調設備の稼働が増える傾向にある。2020年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により電気使用量が減少したが、2021年度も引続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止を行っている。そのため換気対策で窓の開放による空調負荷が大きくなり、電気使用量が前年度より増えた。



一橋大学の電気使用量の推移 (国立キャンパス)

項目	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021(*)
電気使用量 (kwh)	6,449,765	6,442,596	6,143,472	5,999,059	5,930,974	5,588,950	5,492,951	5,397,018	4,510,754	4,837,689
対前年度比 (%)		99.9%	95.4%	97.6%	98.9%	94.2%	98.3%	98.3%	83.6%	107.2%
2013年度比 (%)		-	95.4%	93.1%	92.1%	86.7%	85.3%	83.8%	70.0%	75.1%
上記削減率 (%)		-	4.6%	6.9%	7.9%	13.3%	14.7%	16.2%	30.0%	24.9%

(*)2021年度の電気使用量は、4-1月は実績値、2-3月分は見込値(前年度月)で計上



省エネ法では、特定事業者について、エネルギー消費原単位(電気・ガス使用量等)を中長期的に年平均▲1%以上削減が求められている。

大学では、節電活動や大規模改修整備(省エネ整備含む)により、エネルギーの使用に係る原単位を2019年度(基準年度)から毎年度平均で3.5%以上を削減させることに取り組んできた。(2019-2021年度対前年度比の平均原単位が7.3%削減)

規則第 113 号

国立大学法人一橋大学における省エネルギーの推進に関する規則

(省エネ計画)

第 9 条 一橋大学施設マネジメント委員会は、毎年度、省エネルギーを推進するための計画（以下「省エネ計画」という。）を策定し、教職員及び学生に周知するものとする。

2 省エネ計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 エネルギー使用量の削減その他省エネルギーに関する数値目標
- 二 節電その他省エネルギーのために実施する具体的な取組
- 三 省エネルギーのための設備更新及び工事の計画
- 四 その他省エネルギーの推進に関すること